

平成25年度第1回
袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時 平成25年10月15日(火)
午後3時から
場所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 会長及び副会長の選出

5 議 題

(1) 袖ヶ浦市子ども・子育て支援計画にかかるニーズ調査について

(2) その他

6 閉 会

子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について

1. 目的

子ども・子育て支援新制度に基づき、平成27年～31年度の5か年を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」に関しての「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、その「量の見込み（需要量）」を推計する基礎資料を得る。

併せて、現行の「袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画」に替わる、本市の新たな子ども・子育て支援に係る計画（新プラン）の策定に際して、子育てに係る意識や本市の子ども・子育て施策への意見等を把握する。

2. 調査の内容

【国はひな形を提示】

調査については、新制度の実施主体である市町村が具体的な内容を決定するが、「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み（需要量）」が適切に設定されるよう国が調査票ひな形を提示した。

そのため、国の提示したひな形は、「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の利用希望の把握を中心とし、調査対象が就学前児童（0～5歳児）の保護者に限定されたものとなっている。

【本市の調査案について】

国のひな形を参考とし、本市の子ども・子育て支援に係る新計画策定のために必要な調査項目も設定する。

回答いただく保護者の負担感や、調査票の回収率も考慮の上、設問数の設定を行う。

3. 調査対象

- 就学前児童／就学児童の保護者向けアンケート
 - ・対象者：0歳児～5歳児の保護者（小学生の兄弟姉妹）
 - ・調査数：2,000人 を無作為抽出
 - ・調査方法：郵送による配布・回収

4. 国が示した調査票の特徴

- ポイント① 気軽に相談できる人や場所があるか、どんなサポートを必要としているかを把握できます（地域子育て支援拠点事業のニーズ）。
- ポイント② 幼稚園利用者に対し、夏休みなどの長期休暇期間中の定期的な保育・教育事業の利用希望が把握できます（すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障、認定子ども園のニーズ）。
- ポイント③ 「不定期の保育・教育事業」の利用希望・利用日数だけでなく、利用していない理由や、どのような事業形態がよいかを把握できます（仕事と生活の両立支援、一時預かり等のニーズ）。
- ポイント④ 放課後の過ごし方について、放課後児童クラブに限定せずどのような過ごし方をさせるのか、低学年だけでなく高学年での放課後の過ごし方、土日祝日、長期休暇期間中の利用希望も把握できます（「小1の壁」に対応・小4以降も必要な子どもに対応、放課後児童クラブのニーズ）。
- ポイント⑤ 育休について、復帰がスムーズにできたか、またできなかった理由はなにかを把握できます（産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策）。

■調査票必須記載事項

- ① 圏域の設定
- ② 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要
 - ・ 妊婦健診の需要
- ③ 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・ 認定こども園等
 - ・ 地域型保育
 - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
 - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

■任意記載事項

- ⑤ 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ⑥ 都道府県が行う事業との連携方策
- ⑦ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

国が提示したひな形（調査票イメージ）

●：新規に追加された設問、△：前回設問が変化した設問

今回追加設問	設問番号	設問内容	記載事項
	1	住んでいる地区	①
	2	子ども生年月日	
	3	子どものきょうだい、末子の生年月日	
●	4	調査票の回答者	
●	5	調査票の回答者の配偶関係	
	6	主に身の回り世話している人	
●	7	主に子育て（教育を含む）行っている人（施設）	
●	8	子育て（教育を含む）にもっとも影響する環境	
	9	預かってもらえる親族・知人の有無	
△	9-1	親族に預けることについての考え	
△	9-2	知人に預けることについての考え	
●	10	気軽に相談できる人・場所の有無	②
●	10-1	気軽に相談できる先	②
●	11	周囲のサポートへの考え（自由記載）	
	12	父母の就労状況	②
	12-1	就労している父母の就労日数・時間	②
	12-2	就労している父母の家を出る時間・帰宅時間	②
	13-1	パート・アルバイトの母親のフルタイム転換希望	②
	13-2	パート・アルバイトの父親のフルタイム転換希望	②
	14	無職の父母の就労希望	②
	15	「平日の定期的な保育・教育事業」利用の有無	②
	15-1	利用している「平日の定期的な保育・教育事業」	②
	15-2-1	現在の利用日数・時間	②
	15-2-2	希望の利用日数・時間	②
	15-3	「平日の定期的な保育・教育事業」利用の理由	③
	15-4	「平日の定期的な保育・教育事業」未利用の理由	③
	15-5	利用していない理由	③
	16	利用したい「平日の定期的な保育・教育事業」	②
	17	地域子育て支援拠点事業の利用の有無・利用回数	②
	18	地域子育て支援拠点事業の利用希望	②
△	19	事業の中で知っている・利用有無・利用希望	②
	20	土曜・日曜・祝日の定期的な保育・教育の事業の利用希望	②
	20-1	上記の利用を毎週でなく、たまに利用したい理由	③
●	21	幼稚園利用者の長期休暇期間中の利用希望	②
	21-1	上記の利用を毎週でなく、たまに利用したい理由	③

	22	子どもの病気等で事業の利用有無	②
	22-1	病気等で事業が利用できなかった場合の対処方法	③
△	22-2	親が休んだ場合で、病児保育の利用希望	③
●	22-3	親族等に預けた場合で、親が休んで看たい希望	③
●	22-4	「預けたいと思わない」を回答した理由	③
●	22-5	「できれば休んで看たい」の有無	③
●	22-6	「休んで看ることは考えられない」を回答した理由	③
△	23	私用による「不定期の保育・教育事業」の利用日数	②
●	23-1	「不定期の保育・教育事業」未利用の理由	③
●	24	私用による「不定期の保育・教育事業」の利用希望	②
●	24-1	利用希望者で、望ましい事業形態	③
△	25	保護者の用事による泊りがけの一時預かりの利用有無	②
	25-1	親族・知人に預けた場合、困難度	③
●	26	低学年の放課後の過ごし方希望	②
●	27	高学年の放課後の過ごし方希望	②
●	28-(1)	土曜・日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望	②
●	29	長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望	②
△	30	育児休業の取得状況、未取得の理由	②⑦
●	30-1	育児休業等の期間、保険料が免除になる仕組みの周知	⑤⑦
△	30-2	父母で育児休業取得後の職場への復帰状況	⑤⑦
●	30-3	父母が育児所得後に職場復帰したタイミング	⑤
●	30-4	復帰時における子どもの実際年齢と希望年齢	⑤
●	30-5	希望したい育児休暇制度における子どもの年齢	⑤
●	30-6	希望時期に復帰できなかった理由	⑤⑦
●	30-7	職場復帰時における短時間勤務制度の利用の有無	⑤⑦
●	30-8	短時間勤務制度を利用しなかった理由	⑤⑦
●	30-9	預けられる事業があれば、1歳まで育休を取得するか	⑤⑦
●	31	お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度	
	32	子育て支援に関する意見（自由記載）	

子ども・子育て支援事業に関する ニーズ調査票（案）

市長のあいさつ

【ご記入にあたってのお願い】

- 1 アンケートには、お子さんの保護者の方が記入してください。
（無記名ですので、氏名・住所の記入の必要はありません）
- 2 ご回答は、選択肢に ○ をつけてお選びいただく場合と、数字などを記入していただく場合があります。
- 3 質問によって、「**あてはまる番号1つに○**」「**あてはまる番号すべてに○**」など、回答数を指定している場合は、指定の範囲内で ○ をつけてください。
また、「その他」をお選びいただいた場合、その後にある（ ）内には、具体的な内容を記入してください。
- 4 数字で時間（時刻）をご記入いただく場合は、**24 時間制（例：午後6時→18 時）**で記入してください。
- 5 設問のご回答によって、次の設問に回答していただく必要がなくなる場合がありますので、ことわり書きや矢印に従って回答してください。特にことわり書きのない場合は次の設問にお進みください。
- 6 ご記入が済みましたら、お手数ですが同封の返信用封筒に入れて、**11月30日（土）**までにご投函ください。

ご回答いただく上でご不明な点、調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

袖ヶ浦市役所子育て支援課子育て環境推進室

電話62—3286(内線128)

調査実施の趣旨とその目的

袖ヶ浦市では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下『子ども・子育て支援新制度』といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施することとなります。（平成 27 年度から実施予定）。

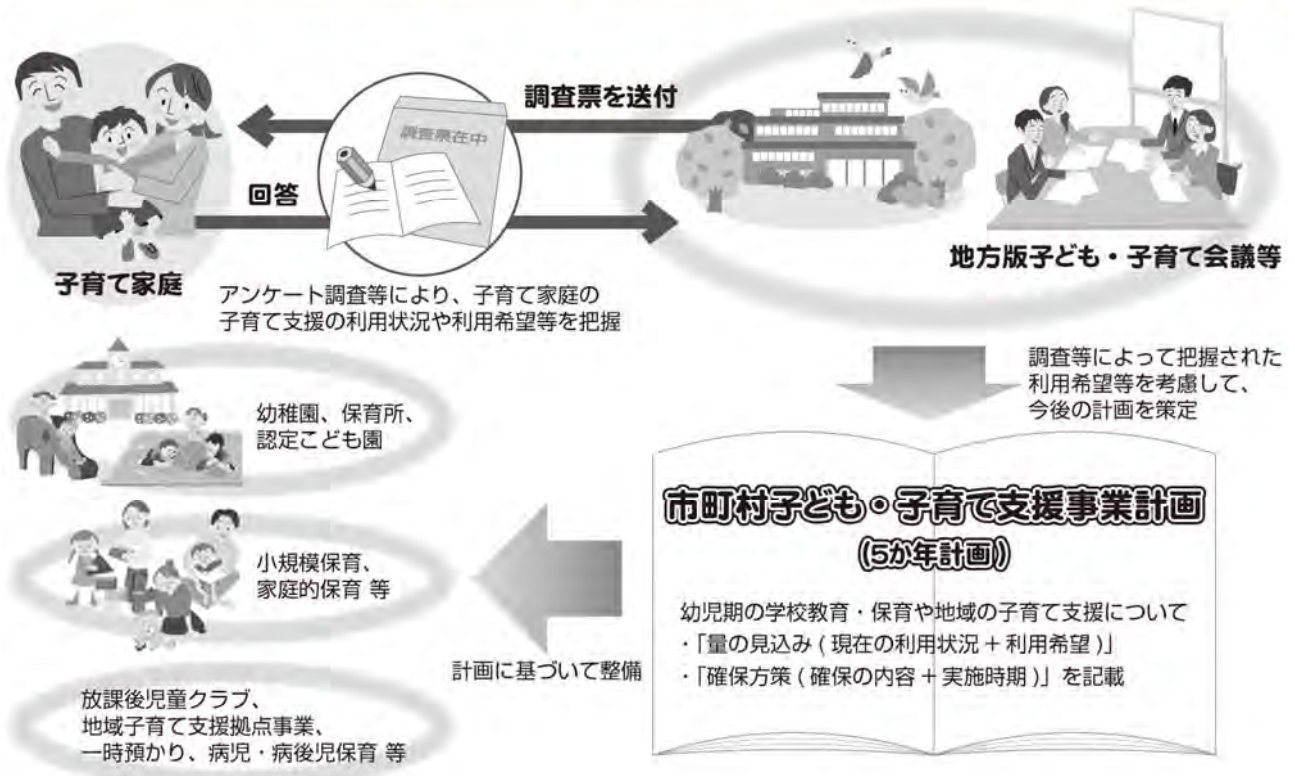
本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って生まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- 幼稚園： 学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- 保育所： 児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- 認定こども園： 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- 子育て： 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- 教育： 問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

お子さんとご家族の状況についてうかがいます。

問1 お住まいの地区はどれになりますか。(あてはまる番号1つに○)

- | | | | | |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 昭和地区 | 2. 蔵波地区 | 3. 長浦地区 | 4. 根形地区 | 5. 平岡地区 |
| 6. 中川・富岡地区 7. その他(不明の場合大字を記入下さい) | | | | |

問2 宛名のお子さんの生年月をご記入ください。 ※ (□内に数字でご記入ください)

平成□年□月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。

※宛名のお子さんを含めた人数を□内に数字で記入してください。

※お子さんが2人以上の場合は、末子の生年月をご記入ください。(□内に数字でご記入ください)

きょうだい数 □人 末子の生年月 平成 年 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。
(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. その他 () |
|-------|-------|------------|

問5 この調査票に回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者はいない |
|-----------|------------|

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。

※お子さんからみた関係でお答えください。(あてはまる番号1つに○)

- | | | | | |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親 | 3. 主に父親 | 4. 主に祖父母 | 5. その他 () |
|----------|---------|---------|----------|------------|

問7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。

※お子さんからみた関係でお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

- | | | | | |
|----------|-----------|------------|--------|--------|
| 1. 父母ともに | 2. 母親 | 3. 父親 | 4. 祖父母 | 5. 幼稚園 |
| 6. 保育所 | 7. 認定こども園 | 8. その他 () | | |

宛名のお子さんの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)にもっとも影響を与えると思う環境は何ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | | | |
|-----------|------------|--------|--------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 幼稚園 | 4. 保育所 |
| 5. 認定こども園 | 6. その他 () | | |

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } ⇒ 問9-1へ |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | |
| 3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる | } ⇒ 問9-2へ |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | |
| 5. いずれもない | ⇒ 問10へ |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。

祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

(あてはまる番号すべてに○)

1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である
3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他 ()

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。

友人・知人に預かってもらっている状況についてお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他 ()

問10 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. いる/ある ⇒ **問10-1へ** 2. いない/ない ⇒ **問11へ**

問10-1 問10で「1.いる/ある」に○をつけた方にうかがいます。

お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等)・NPO |
| 5. 保健所・保健センター | 6. 保育士 |
| 7. 幼稚園教諭 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 9. かかりつけの医師 | 10. 自治体の子育て関連担当窓口 |
| 11. その他 | [【例】 ベビーシッター] |

問11 子育て(教育を含む)をする上で、周囲(身近な人、行政担当者など)からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

父親(当てはまる番号1つに○)	母親(当てはまる番号1つに○)
1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、 現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、 現在は就労していない 6. これまで就労したことがない

問 12-1 「1. ～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」を、**口内に数字でご記入**ください。

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

※時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください。

父親	母親
1週当たり <input style="width: 40px;" type="text"/> 日 1日当たり <input style="width: 40px;" type="text"/> 時間	1週当たり <input style="width: 40px;" type="text"/> 日 1日当たり <input style="width: 40px;" type="text"/> 時間

問 12-2 「1. ～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻を、口内に数字でご記入ください。

※就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

※時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください。

父親	母親
家を出る時刻 時 帰宅する時刻 時	家を出る時刻 時 帰宅する時刻 時

問 13 問 12 で「3. 4.」（パート・アルバイト等で就労している）に○をつけた方にうかがいます。

⇒該当しない方は、問 14 へ

フルタイムへの転換希望はありますか。（あてはまる番号1つに○）

父 親	母 親
1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい	1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。

また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

※1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、□内に数字でご記入ください。

※時間は、必ず（例）08時～18時のように24時間体制でご記入ください。

※2つ以上回答された方は、若い番号の事業についてお答えください。

(1) 現在

1週当たり	<input type="text"/> 日	1日当たり	<input type="text"/> 時間（ <input type="text"/> 時～ <input type="text"/> 時まで）
-------	------------------------	-------	--

(2) 希望

1週当たり	<input type="text"/> 日	1日当たり	<input type="text"/> 時間（ <input type="text"/> 時～ <input type="text"/> 時まで）
-------	------------------------	-------	--

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。

（あてはまる番号1つに○）

1. 居住している市区町村内	2. 他の市区町村
----------------	-----------

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由は何ですか。

（あてはまる番号すべてに○）

1. 子どもの教育や発達のため
2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している
3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある／求職中である
4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している
5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障害がある
6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である
7. その他（

問 15-5 問 15で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

利用していない理由は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）

※「8.」に○をつけた場合は、年齢を□内に数字でご記入ください。

1.（子どもの教育や発達のため、子どもの母親が父親が就労していないなどの理由で） 利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため（ <input type="text"/> 歳くらいになったら利用しようと考えている）
9. その他（

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないができれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。(あてはまる番号1つに○)

※おおよその利用回数(頻度)を□内に数字でご記入ください。

1. 利用していないが利用したい 1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回 程度
2. すでに利用しているが利用日数を増やしたい 1週当たり 更に □回 もしくは 1ヶ月当たり 更に □回 程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問 19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

※①～⑧の事業ごと、A～Cのそれぞれに「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

※なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

	A 知っている	B これまでに利用 したことがある	C 今後利用したい
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
②保健センターの情報・相談事業	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
③家庭教育に関する学級・講座	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
④教育相談センター・教育相談室	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
⑥子育ての総合相談窓口	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
⑦すくすく子育てブック	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
⑧子育てポータルサイト(はっぴーネット)	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問 20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか(一時的な利用は除きます)。

※希望がある場合は、利用したい時間帯を、□内に数字でご記入ください。(例)08時～18時のように24時間制でご記入ください。

※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※教育・保育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

土曜日	日曜・祝日
1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい 利用したい時間帯 □時から □時まで	1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい 利用したい時間帯 □時から □時まで

問 20-1 問 20 で、「3. 月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 月に数回仕事が入るため | 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

問 21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用を希望しますか。

※希望がある場合は、利用したい時間帯を、□内に数字でご記入ください。(例) 08時～18時のように24時間制でご記入ください。

※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 1. 利用する必要はない | } ⇨ 利用したい時間帯
□時から □時まで |
| 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい | |
| 3. 休みの期間中、週に数日利用したい | |

問 21-1 問 21 で「3. 週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

毎日ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 週に数回仕事が入るため | 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

**宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。
(平日の教育・保育を利用する方のみ)**

問 22 平日の定期的な教育・保育事業を利用していると答えた保護者の方(問 15 で「1.」に○をつけた方)にうかがいます。 ⇒ **利用されていない方は、問 23 へ**

この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。(あてはまる番号1つに○)

- | | | | |
|--------|------------|---------|----------|
| 1. あった | ⇒ 問 22-1 へ | 2. なかった | ⇒ 問 23 へ |
|--------|------------|---------|----------|

問 22-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれになりますか。(あてはまる番号すべてに○)

※それぞれの日数も□内に数字でご記入ください。(半日程度の場合も1日と数えます)

1年間の対処方法	日数
1. 父親が休んだ	□ □ 日
2. 母親が休んだ	□ □ 日
3. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	□ □ 日
4. 父親・母親のうち、就労していない方が子どもをみた	□ □ 日
5. 病児・病後児の保育を利用した	□ □ 日
6. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□ □ 日
7. その他 ()	□ □ 日

問 22-2 問 22-1 で「1.」「2.」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。

その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

(あてはまる番号1つに○)

※日数についても□内に数字でご記入ください。

※なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

- | | | |
|----------------------------|------------------------|------------|
| 1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ | <input type="text"/> 日 | ⇒ 問 22-3 へ |
| 2. 利用したいとは思わない | | ⇒ 問 22-4 へ |

問 22-3 問 22-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|--|
| 1. 他の施設(例:幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業 |
| 2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業 |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センター等) |
| 4. その他() |

⇒ 問 23 へ

問 22-4 問 22-2 で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。

そう思われる理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 1. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安 | 2. 地域の事業の質に不安がある |
| 3. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない | |
| 4. 利用料がかかる・高い | 5. 利用料がわからない |
| 6. 親が仕事を休んで対応する | 7. その他() |

問 22-5 問 22-1 で「3. ~7.」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。

その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。

(あてはまる番号1つに○)

※「3. ~7.」の日数のうち仕事を休んで看たかった日数を□内に数字でご記入ください。

- | | | |
|--------------------|----------------------------|------------|
| 1. できれば仕事を休んで看たい ⇒ | <input type="text"/> □ □ 日 | ⇒ 問 23 へ |
| 2. 休んで看ることは非常に難しい | | ⇒ 問 22-6 へ |

問 22-6 問 22-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。

そう思われる理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない | 2. 自営業なので休めない |
| 3. 休暇日数が足りないので休めない | 4. その他() |

**宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を
伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。**

問 23 宛名のお子さんについて、平日の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。(あてはまる番号すべてに○)

※1年間の利用日数(おおよそ)も口内に数字でご記入ください。

利用している事業・日数(年間)	
1. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	□ □ 日
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	□ □ 日
3. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	□ □ 日
4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ (児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)	□ □ 日
5. ベビーシッター	□ □ 日
6. その他()	□ □ 日
7. <u>利用していない</u>	

⇒ 問 24 へ

問 23-1 問 23 で「7. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

現在利用していない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 地域の事業の質に不安がある	4. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用料がわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかどうかわからない	8. 事業の利用方法(手続き等)がわからない
9. その他()	

問 24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無・日数をお答えください。

(あてはまる番号・丸数字すべてに○)

※利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を口内に数字でご記入ください。

1. 利用したい	計 □ □ 日
① 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的	□ □ 日
② 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	□ □ 日
③ 不定期の就労	□ □ 日
④ その他()	□ □ 日
2. 利用する必要はない ⇒ 問 25 へ	

問 24-1 へ

問 24-1 問 24 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問 24 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。
(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|---|
| 1. 大規模施設で子どもを預かる事業 (例: 幼稚園・保育所等) |
| 2. 小規模施設で子どもを預かる事業 (例: 地域子育て支援拠点等) |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等近くの場所で保育する事業 (例: ファミリー・サポート・センター等) |
| 4. その他 () |

問 25 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか(預け先が見つからなかった場合も含まれます)。(あてはまる番号・丸数字すべてに○)

※それぞれの日数も□内に数字でご記入ください。

	1年間の対処方法	日数
1. あった	① (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	□ □ 泊
	② 短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した (児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)	□ □ 泊
	③ 2以外の保育事業 (認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した	□ □ 泊
	④ 仕方なく子どもを同行させた	□ □ 泊
	⑤ 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□ □ 泊
	⑥ その他 ()	□ □ 泊
2. なかった		

問 25-1 問 25 で「1. あった ① (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。 ⇒ 「1. 以外」を選択した方は、問 26 へ
その場合の困難度はどの程度でしたか。(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|----------|--------------|-------------|
| 1. 非常に困難 | 2. どちらかという困難 | 3. 特に困難ではない |
|----------|--------------|-------------|

宛名のお子さんが5歳以上の方に、放課後の過ごし方の希望をうかがいます。

⇒ 5歳未満の方は、問29へ

問26 宛名のお子さんについて、小学校に入学した後、放課後(平日の授業終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまる番号すべてに○) 低学年(1～3年生)と高学年(4～6年生)それぞれの期間についてお答え下さい。

※それぞれ該当する週あたり日数を□内に数字でご記入ください。

※「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料[利用料:13000円]がかかります。

放課後の居場所	低学年(1～3年生)	高学年(4～6年生)
1. 自宅	週 □ 日くらい	週 □ 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 □ 日くらい	週 □ 日くらい
3. 塾や習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 □ 日くらい	週 □ 日くらい
4. 児童館	週 □ 日くらい	週 □ 日くらい
5. 放課後子ども教室※1	週 □ 日くらい	週 □ 日くらい
6. 放課後児童クラブ(学童保育)	週 □ 日くらい 下校時から □ 時まで	週 □ 日くらい 下校時から □ 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 □ 日くらい	週 □ 日くらい
8. その他(公民館、公園など)	週 □ 日くらい	週 □ 日くらい

※1 「放課後子ども教室」・・・地域の方々の協力を得て、放課後に小学校で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問27 問26で「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

((1)(2)それぞれについて、あてはまる番号1つに○)

※利用したい時間帯を□内に数字でご記入ください。(例)08時～18時のように24時間制でご記入ください。

土曜日	日曜・祝日
1. 低学年(1～3年生)の間は利用したい	1. 低学年(1～3年生)の間は利用したい
2. 高学年(4～6年生)になっても利用したい 1.2の利用したい時間帯 □時から □時まで	2. 高学年(4～6年生)になっても利用したい 1.2の利用したい時間帯 □時から □時まで
3. 利用する必要はない	3. 利用する必要はない

問28 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。(あてはまる番号1つに○)

※事業の利用には一定の利用料がかかります。

※利用したい時間帯を□内に数字でご記入ください。(例)08時～18時のように24時間制でご記入ください。

1. 低学年(1～3年生)の間は利用したい	} ⇒ 利用したい時間帯 □時から□時まで
2. 高学年(4～6年生)になっても利用したい	
3. 利用する必要はない	

問 29 で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

⇒ 該当しない方は、問 30 へ

問 29-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（あてはまる番号1つに○）

父 親	母 親
1. 育児休業取得後、職場に復帰した	1. 育児休業取得後、職場に復帰した
2. 現在も育児休業中である	2. 現在も育児休業中である
3. 育児休業中に離職した	3. 育児休業中に離職した

問 29-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 29-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。（どちらか1つに○）

※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。

※年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」と回答してください。

父 親	母 親
1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった	1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった
2. それ以外だった	2. それ以外だった

問 29-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

※□内に数字でご記入ください。

父 親	母 親
実際の取得期間 □ 歳 □ ヶ月	実際の取得期間 □ 歳 □ ヶ月
希望 □ 歳 □ ヶ月	希望 □ 歳 □ ヶ月

問 29-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

※□内に数字でご記入ください。

父 親	母 親
□ 歳 □ □ ヶ月	□ 歳 □ □ ヶ月

問 29-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問 29-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 (あてはまる番号すべてに○)

父 親	母 親
1. 希望する保育所に入るため	1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため	2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった	3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため	4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ()	5. その他 ()

(2) 「希望」より遅く復帰した方 (あてはまる番号すべてに○)

父 親	母 親
1. 希望する保育所に入れなかったため	1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため	2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため	3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため	4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため	5. 子どもをみてくれる人がいなかったため
6. その他 ()	6. その他 ()

問 29-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 29-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

(あてはまる番号1つに○)

父 親	母 親
1. 利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)	1. 利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
2. 利用した	2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった (利用できなかった)	3. 利用したかったが、利用しなかった (利用できなかった)

問 29-7 で「3. 利用しなかったが、利用しなかった (利用できなかった)」と回答した方にうかがいます。

問 29-8 短時間勤務制度を利用しなかった (利用できなかった) 理由は何ですか。
(あてはまる番号すべてに○)

(1) 父親

- | |
|--|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額される |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった (就業規則に定めがなかった) |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他 () |

(2) 母親

- | |
|--|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額される |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった (就業規則に定めがなかった) |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他 () |

問 29-2 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問 29-9 宛名のお子さんが1歳になったときに必ず預けられる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。
(あてはまる番号1つに○)

父 親	母 親
1. 1歳になるまで育児休業を取得したい 2. 1歳になる前に復帰したい	1. 1歳になるまで育児休業を取得したい 2. 1歳になる前に復帰したい

これまでの少子化対策の取組

1 エンゼルプランと新エンゼルプラン

1990（平成2）年の「1.57 ショック」¹を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

1994（平成6）年12月、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（文部、厚生、労働、建設の4大臣合意）が策定された。また、エンゼルプランを実施するため、保育の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」（大蔵、厚生、自治の3大臣合意）が策定され、1999（平成11）年度を目標年次として、整備が進められることとなった。

その後、1999年12月、「少子化対策推進基本方針」（少子化対策推進関係閣僚会議決定）と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン。大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意）が策定された。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、2000（平成12）年度から2004（平成16）年度までの5か年の計画であった。最終年度に達成すべき目標値の項目には、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。

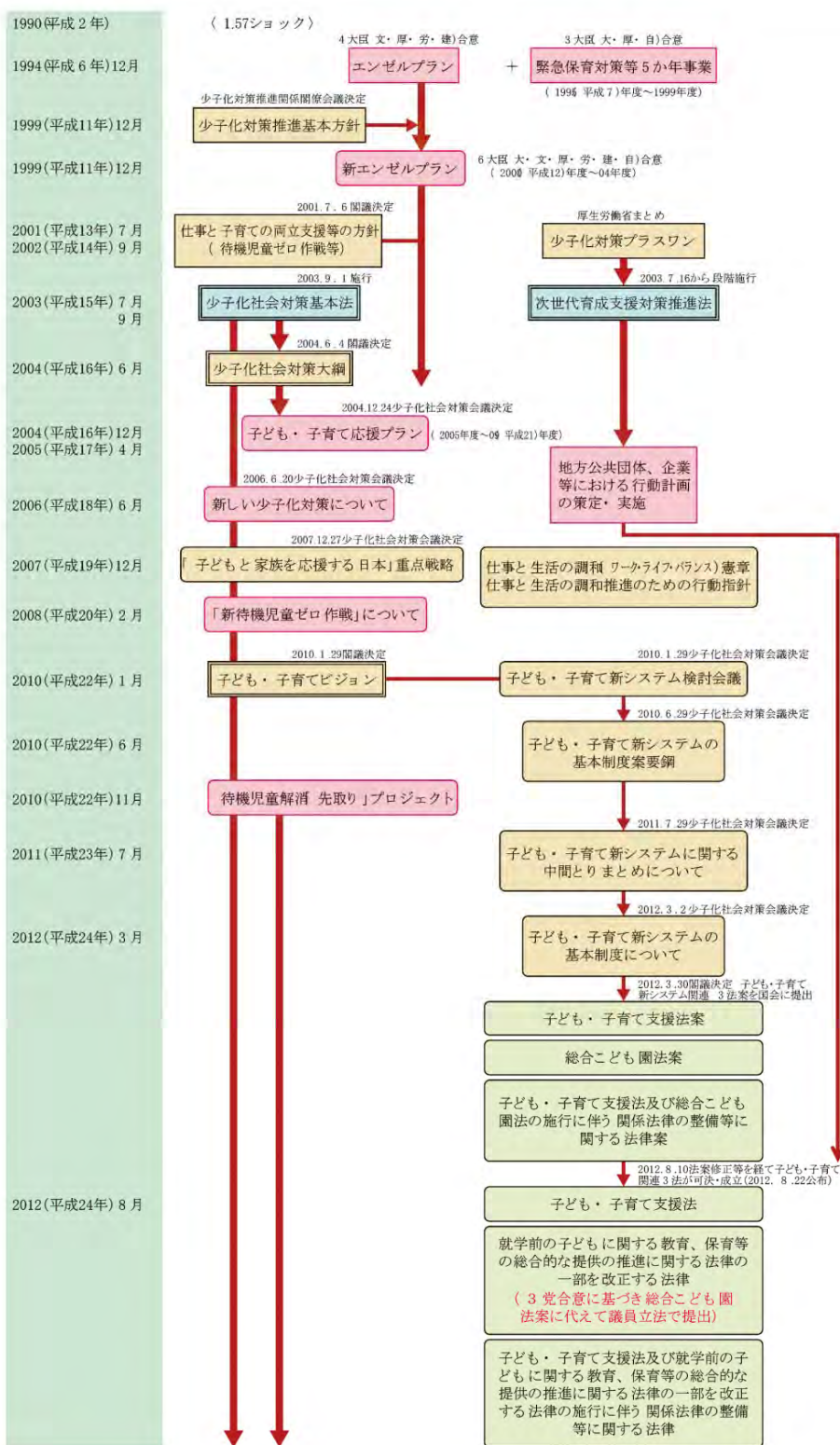
2 次世代育成支援対策推進法

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003（平成15）年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が制定された。同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである²。

1 1990年の1.57 ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

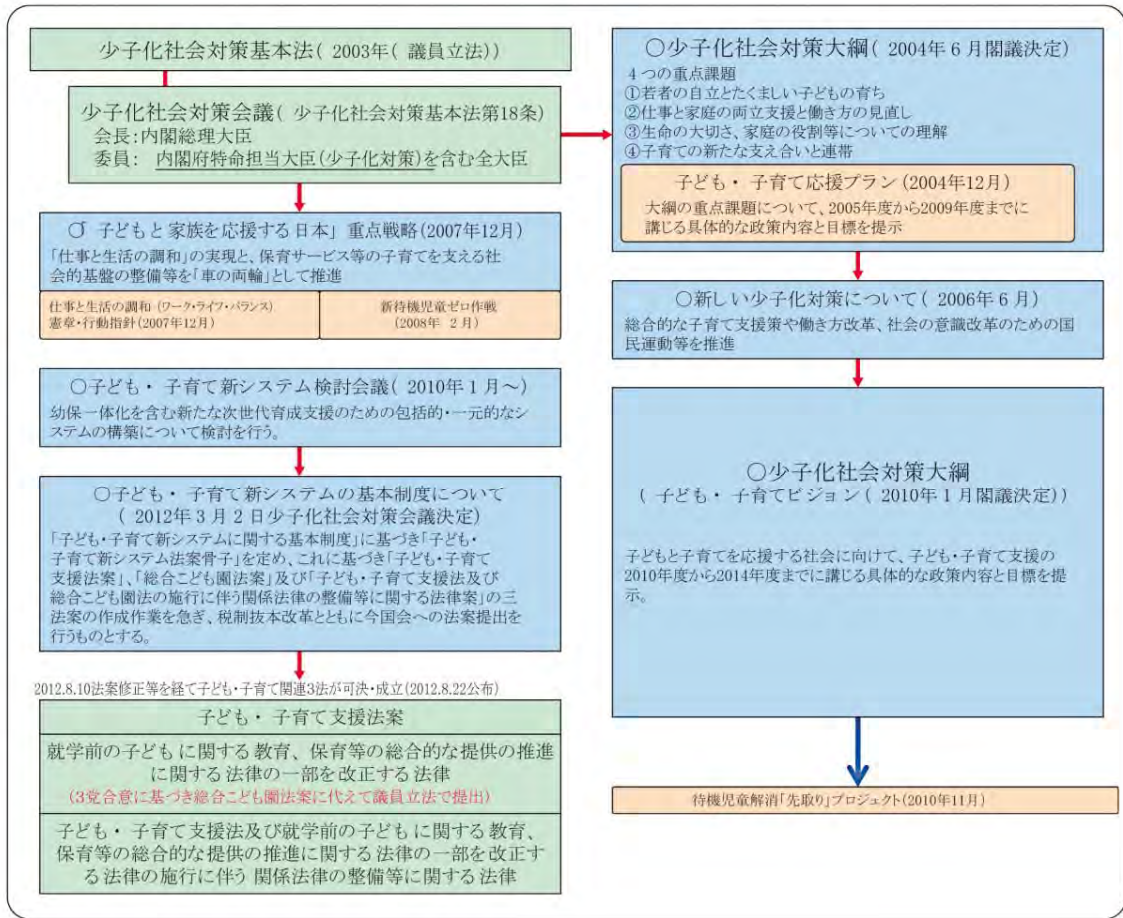
2 具体的には、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容及びその実施時期等を定めた行動計画を策定することとされている。

図1 これまでの取組



出典:内閣府資料

図2 施策の体系（平成24年度まで）



出典:内閣府資料

3 少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン

2003年7月、議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定され、同年9月から施行された。そして、同法に基づき、内閣府に、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。また、同法は、少子化に対処するための施策の指針としての大綱の策定を政府に義務づけている。

2004（平成16）年6月、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。

この大綱では、子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることもできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしていた。そして、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように社会全体で応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示した。

2004年12月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を少子化社会対策会議において決定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた。

4 新しい少子化対策について

2005年、我が国は1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006（平成18）年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。「新しい少子化対策について」では、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという視点を踏まえつつ、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。

5 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通しや社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論の整理等を踏まえ、2007（平成19）年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられた。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された。

また、重点戦略を踏まえ、2008（平成20）年2月に、政府は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。

6 子ども・子育てビジョンの策定

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（2008年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、2009年1月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、少子化対策担当大臣の下、全10回の会合、地方での懇談、大学生との公開討論会を開催し、同年6月には提言（“みんなの”少子化対策）をまとめた。

その後、2009年10月、内閣府の少子化対策担当の政務三役（大臣、副大臣、大臣政務官）で構成する「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを行い、2010（平成22）年1月29日、少子化社会対策会議を経て、少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱を閣議決定し、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」を示している。この3つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な

取組を進めることとしている。

7 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消を図るため、これまで「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を推進してきたところである。さらに、待機児童解消のための取組を加速化させるため、2013（平成25）年4月、新たに「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を策定し、2015（平成27）年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援することとしている。

加速化プランでは、2013年、2014（平成26）年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指し、子ども・子育て支援新制度がスタート予定の2015年度から2017（平成29）年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、前述と合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしている。

「子ども・子育て新制度」の概要

2012（平成24）年3月に、政府が平成24年通常国会（第180回国会）に提出した「子ども・子育て関連3法案」は、国会審議等による修正等を経て、同年8月10日に成立し、8月22日に公布された。

成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、早ければ消費税率が10%に引き上げられる予定の2015（平成27）年度から本格施行される予定である。

新制度の成立に至る検討の経緯、新制度の概要等は以下のとおりである。

1 新たな子育て支援制度の検討の背景

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいる。

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない。また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、

そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多い。

もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要である。

これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められている。

2 新制度の主なポイント

◆3 法の趣旨

自公民3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという 基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進

・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実



出典:内閣府資料

新制度の主なポイントは以下の3点である。

一点目は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設である。

これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきたが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしている。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを

預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとした。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となる。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとしている。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなる。

二点目は、認定こども園制度の改善である。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設である。また、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供するなど、地域の子ども・子育て支援の役割も果たすことが期待されている。認定こども園制度は2006（平成18）年に創設されたものであるが、利用者から高い評価を受け一方で、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という2つの制度を前提にしていたことによる、認可や指導監督等に関する二重行政の課題などが指摘されてきた。

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとしている。また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となる。

三点目は、地域の子ども・子育て支援の充実である。保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

新制度は、これらの取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会を実現するものである。

3 新制度の実施主体

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における幼児教育・保育及び子育て支援についての需要を把握し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定し、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施することとしている。その上で、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成するなど市町村による子ども・子育て支援策の実施を国と都道府県が重層的に支える仕組みとしている。

4 費用の負担

新制度は、社会保障・税一体改革の一項目であり、これまで高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）とされていた国分の消費税収の使途を、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）として子育て分野にも拡大し、その財源を得て本格施行されるものである。

具体的には、2015（平成27）年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち0.7兆円程度を新制度に充てることとされ、それにより保育等の量的拡大や質の改善を図ることとしている。

また、「社会保障・税一体改革に関する確認書」や、子ども・子育て関連3法に対する参議院の附帯決議においては、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の確保について、最大限努力するものとする旨の記述が盛り込まれている。

5 新制度の施行に当たっての政府の推進体制の整備

新制度では、子ども・子育て支援法上の事務の企画立案から執行までを一元的に内閣府が所管するとともに、認定こども園制度も内閣府が所管することとなる。そのため内閣府に、それに対応した組織として「子ども・子育て本部」を設置し、新制度の一元的な実施体制を整備することとしている。一方で、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性の確保の観点から、文部科学省、厚生労働省とも連携しながら事務を実施することとなる。

6 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に「子ども・子育て会議」を設置することとしている。同会議は、2013（平成25）年4月に内閣府に設置され、子ども・子育て支援の意義や市町村・都道府県が作成する事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っている。

また、子ども・子育て支援法では市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされている。

市町村、都道府県における審議会その他の合議制の機関の設置については、政府が提出した法案では、「置くことができる」とされていた規定が、国会審議等を経て、「置くよう努めるものとする」という規定に修正されたものであり、市町村、都道府県における子ど

も・子育て支援施策について、多くの関係者の参画を得て進めていくため、その設置が望まれるものである。

7 施設・事業等の利用手続きと市町村の役割

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>■施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none">・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 <p>※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする</p> <p>■地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 <p>※施設型給付、地域型保育給付は、早朝夜間休日保育にも対応</p> <p>■児童手当</p>	<p>■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（隊商事業の範囲は法定）</p> <p>※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施</p> <p>■延長保育事業、病児・病後児保育事業</p> <p>■放課後児童クラブ</p> <p>■妊婦健診</p>

新制度において、「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等の事業を利用するに当たっては、保護者は市町村に対して、給付を受ける資格があること、及び子どもの年齢（満3歳以上又は未滿の別）や保育の必要性の有無による区分に該当することについての認定の申請を行い、認定を受けることとなる。

申請を受けた市町村は、申請を行った保護者の子どもが、保育を必要とする場合に該当すると認めるときは、上記の認定と併せて、その保護者の子どもの保育必要量（施設型給付等を支給する保育の量）の認定も行う。なお、市町村は、新制度においては、申請のあった子どもについての入所決定とは別に保育の必要性の認定を行い、認定証を交付する。

認定を受けた保護者は、市町村の関与の下、施設・事業等を選択し契約を行うこととなるが、市町村は新制度の下でも、保育所での保育の実施義務を負い、保育所以外の保育（認定こども園や小規模保育等）についても必要な保育を確保する義務を負うことから、当分の間、「保育を必要とする」との認定を受けた子どもについては、市町村が保護者からの利用の申し込みを受けて利用調整を行い、利用可能な施設・事業者のあっせん等を行うほか、施設・事業者に対して、その子どもが利用できるよう要請を行うこととなる。なお、保護者が私立保育所を利用する場合には、保護者と市町村が契約を行う形となる。

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議（以下この条及び第8条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の公布以後、初めての委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

要介護認定調査員		8,200		
----------	--	-------	--	--

」

を

要介護認定調査員		8,200		
子ども・子育て支援会議	委員長	7,500		に改
	委員	6,500		

」

める。